人権教育指導者向け学習資料







人権のいろ いっぱい いまKARA ここKARA わたしKARA Mo.20 テーマ 外国人と人権



令和7年3月 福岡県教育委員会

福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課

福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3918

FAX 092-643-3919

- ■「外国人と人権」KARA ······ P 2
- ■「多文化共生のまちづくり」KARA ····· P 4 ■「教育を受ける権利を保障する」KARA ···· P 8
- 「偏見・差別を解消する」 KARA ……… P12
- 「おすすめDVD」 KARA ……… P16

■ '599 Ø D V D J KARA P16



利用の際には必ず下記サイトを確認ください。 障害者OK 学校教育OK www.bunka.go.jp/jiyuriyo ※全ページの上下に音声コードとその位置が分かる 切り欠きを付けています。

※県庁ホームページからスクリーンリーダーソフトによる読上げも可能です。





外国人の人権をめぐる様々な課題



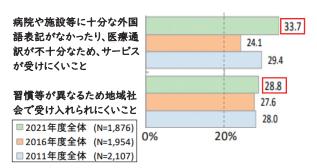


現在、グローバル化の急速な進展にともなって、日本に在住する外国人の人口は増加していま す。本県でも、仕事又は勉学等のために多数の外国人が生活しており、今後も増加していくことが 予想されています。国際社会の一員として私たちには、言語、宗教、生活習慣等の違いを踏まえ、 外国人のもつ文化や多様性を尊重することが望まれますが、現実の日本社会においては、制度や 意識の面で様々な課題が見られます。外国人に対する偏見や差別のない、人権が尊重される心 豊かな社会の実現に向けて、本号を通して一緒に考えてみませんか。



外国人の生活環境について

福岡県が公表した「人権問題に関する県民意識調査結果 報告書」によると、日本に居住する外国人や外国にルーツの ある人の人権について、「人権がとくに尊重されていないと思 うことはどのようなことですか」との問いに対し、「病院や施設 等に十分な外国語表記がなかったり、医療通訳が不十分な ため、サービスが受けにくいこと」や「習慣等が異なるため地 域社会で受け入れられにくいこと」が、過去3回の調査の中 で、いずれも高い数値を示しています。報告書には、日本語が



出典:「人権問題に関する県民意識調査結果報告書」 (福岡県 令和4年3月)より

話せない・よく理解できないために必要な情報が届かなかったり、地域や職場、学校の中で孤 立したり等、様々な困難や不利益を感じている外国人も少なくない、とまとめられています。



外国籍の児童生徒の日本語学習支援について

文部科学省が2年ごとに行っている「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果」 によると、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒(※)は年々増加し、令和5年度は平成26年度の10年

前と比較して、約2倍の57,718人となっ ています。日本語指導体制の整備状況に ついて、「整備していない」と回答した自治 体のうち、2割強が「指導できる人員が不 足している」と答え、他にも「予算が不足し ている」「どのような支援を行うべきか分か らない」等の理由を挙げています。

	平成26年度	平成28年度	平成30年度	令和3年度	令和5年度
小学校	18,884	22,156	26,316	31,189	38,141
中学校	7,809	8,792	10,260	11,280	13,369
高等学校	2,272	2,915	3,677	4,292	4,991
義務教育学校	-	159	184	339	527
中等教育学校	56	52	41	66	75
特別支援学校	177	261	277	453	615
合計	29,198	34,335	40,755	47,619	57,718

出典:「令和5年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果」 (文部科学省 令和6年8月)をもとに作成

(※)外国籍でなくても、出生や親の国際結婚等により日 本国籍をもち、日本語指導が必要な児童生徒もいます。

外国人に対する待遇について 3

法務省の調査によると、職場、学校及び地域社会等において、外国人に対する就労の際の差別、入居や 入店の拒否、侮辱等の差別的発言が報告されており、外国人への差別待遇に対して法務省人権擁護機関 が人権侵犯事件として新規に救済手続きを開始した件数は、

ここ5年間で過去最高の83件となっています。

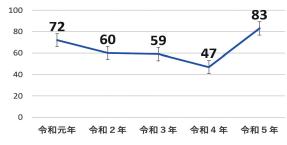


〈差別待遇の例〉

外国人が物件の内見を拒否された事案

オーナーが不動産会社を通して、外国人への 物件の貸し出しを拒否していた事案。オーナー に対して、法務省が人権擁護上看過できないと して、行為の不当性を認めさせ、今後、同様の行 為を行うことのないよう説示した。

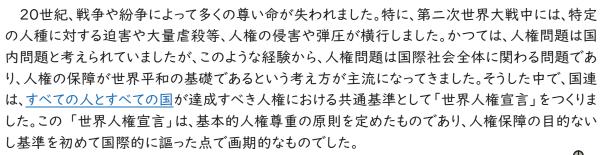
外国人に対する差別待遇(開始件数)



出典:「『人権侵犯事件』の状況について(概要)」(令和元年~令和5年) (法務省 令和6年3月)をもとに作成



外国人の人権保障に関連する法規等







世界人権宣言 抜粋

| 1948 (昭和23)年 | 2月 | 0日 第3回国際連合総会にて採択

第一条 <u>すべての人間</u>は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

この「世界人権宣言」の理念を反映して、国際社会において採択された人権規約の一つが、いわゆる「社会権規約」です。これはすべての人に経済的、社会的、文化的権利を保障する、というものです。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約) 抜粋 | 1966(昭和4|)年国連採択/|979(昭和54)年日本批准



第十五条 1 この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。

- (a)文化的な生活に参加する権利 (b)科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利
- (c)自己の科学的、文化的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護される ことを享受する権利

人権に関する様々な条約が制定され、世界各国ですべての人の人権を尊重する社会の確立への機運が高まる一方で、人種隔離政策や民族の違いを主な理由とした排斥運動等の人種・民族差別が世界各地で続発しています。1965(昭和40)年には、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」が国連で採択され、人種・民族等による差別の禁止と差別撤廃に向けた具体的な方法が示され、そのための措置を講じることが各国に求められました。

日本も、1995(平成7)年に、この「人種差別撤廃条約」に加入し、人種差別や外国人差別等あらゆる差別の解消のため、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重や外国人との共生に向けた相互理解等の取組を進めてきています。

日本で暮らす外国人は、来日した経緯の違いから「ニューカマー」「オールドカマー」と称されることがあります。いわゆるニューカマーとは、主に1980年代半ば以降、就労等により来日した人を指しています。その頃は、中南米の出身者が中心で、後に、様々な制度ができて多くの外国人労働者がやってきました。今日では、小売店や工場、介護施設等で働く外国の人々をよく見かけるようになりました。また、いわゆるオールドカマーとは、主に、戦前、日本で労働者として働き、戦後、自国の政治的・経済的混乱等の理由で日本に留まった人やその子孫を指し、「在日韓国・朝鮮人」とも称されます。2000年代の初め、国内各所において、特定の民族及び国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが繰り返され、その当事者や関係者に多大な苦痛を強いるとともに、地域社会に深刻な亀裂を生じさせました。このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、解消に向けた取組を推進すべく、以下の法律が制定されました。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法) 抜粋 2016(平成28)年施行

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

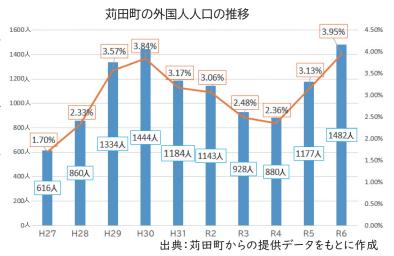






みんなが幸せに暮らせる 多文化共生のまちづくりのために ~ 苅田町の行政の取組 ~

苅田町では、平成28年から外国人の人口が急激に増加し、平成30年には、全人口における外国人の構成割合が3.84%と、全国的にみても高い割合となりました。新型コロナウイルス感染症の流行により一時減少しましたが、令和6年12月には、3.95%と再び高い割合となっています。 そのような中、苅田町は多様性が尊重された多文化共生のまちづくりを推進するため、令和4年3月に「苅田町多文化共生推進プラン」を策定しています。



【「苅田町多文化共生推進プラン」とは】

本プランは、町政の基本指針である「第5次苅田町総合計画」を上位計画とする個別計画です。総務省が示した「地域における多文化共生推進プラン」に基づき策定されたもので、本町における多文化共生に関する施策を総合的に計画にするための指針となるものです。日本人住民、外国人住民ともに、互いの多様性を尊重し、理解し合い、地域に参画及び活躍できる「輝く」存在となるための多文化共生のまちづくりを行うべく、基本理念を掲げ、基本目標と基本施策を設定しています。



基本理念

『互いを理解し 支え合い みんなが幸せに暮らせる 多文化共生のまち 苅田』

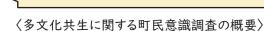
出典:「苅田町多文化共生推進プラン」(令和4年3月)より

この推進プランについて、苅田町人権男女共同参画室室長の八木田麻子さん(写真右)と同室多文化共生推進員のマクドナルド晶子さん(写真左)にお話を伺いました。

化共生推進プランの策定にあたり、なぜ、町民意識調査をされたのですか?







◆日本人意識調査

調査対象:町内在住の日本人

(計 400 名)

調査方法:アンケート用紙配布による

回収票数:383件

調査期間:令和3年8月~10月

◆ 外国人意識調査

調査対象:町内在住在勤の外国人

(計 184 名)

調査方法:アンケート用紙配布による

Web アンケートによる

回収票数:160件

調査期間:令和3年8月~10月

〇日本人住民への質問例 … 「地域で暮らす外国人に望むことは何ですか」

○外国人住民への質問例 … 「あなたやあなたの家族が生活で困っていること、心配なことを教えてください」



日本人住民と外国人住民が、互いの多様性を尊重し、理解し合い、地域に参画及び活躍できる多文化共生のまちづくりを行っていくためには、双方の声を推進プランに反映させることが重要だと考えました。そこで、プラン策定の準備段階で、苅田町在住の日本人と外国人を対象に「多文化共生に関する町民意識調査」を実施しました。



【八木田さん】

町民意識調査を実施したことで、日本人住民と外国人住民双方の困りごと等を少なからず把握することができました。そのことを踏まえて、基本理念を実現していくために3つの基本目標「安心安全のくらしづくり」「心を通わす絆づくり」「だれもが主役!未来を拓くひとづくり」を定め、目標達成に向けて、様々な施策を計画・実施していきました。



「安心安全のくらしづくり」に向けて



【八木田さん】

「安心安全のくらしづくり」のためには、言葉や習慣が分からないことへの不安感を払拭する ことが大切だと思いますが、外国人住民へ必要な情報をどのような方法で伝えていますか?

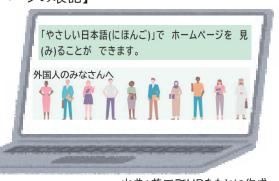
例えば、多言語による情報提供と情報伝達手段の充実を行っています。苅田町役場の中に、情報を伝えるため外国人情報コーナーを設置したり、SNSを活用したりして情報発信を行っています。日本語を得意としていない外国人住民の方もいますので「やさしい日本語」の普及を推進しています。苅田町ホームページの「やさしい日本語」対応はその一つです。

【外国人情報コーナーの設置】



【苅田町ホームページの表記】

外国人住民 が利用しやささい日本語」にも変えることができるようになっています。



出典:苅田町HPをもとに作成



外国人住民が相談できる窓口等はありますか?

「苅田町外国人ワンストップ相談窓口」という直接お話ができる相談窓口を設ける等、相談体制を整えています。通訳電話サービスを活用しているため、多言語での対応も可能となっています。また、他市町との相談窓口連絡会に参加し、相談事例等の情報交換を行うことで、様々な相談に対応できるように努めています。外国人住民の方が困った時は丁寧に相談できるよう体制を整えています。





外国人住民の被災時を想定して、取り組まれていることはありますか?

町民意識調査には「災害時の対応について知りたい。」という声が多くありました。そこで、避難訓練を 実施する際に、外国人住民の方へ積極的に呼びかけ、訓練へ参加してもらいました。その経験を活かして、 避難所受入れ時の流れや、避難所生活での注意点を多言語で表示する等の取組を進めています。

「やさしい日本語」 KARA

日本に住む外国人に情報を伝えたい時に、多言語で翻訳・通訳するほかに、「やさしい日本語」を広く活用することが期待されています。「やさしい日本語」は、難しい言葉を言い換える等、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。

[言い換えの一例(簡単な言葉を使う)]

- ・お越しください ⇒ 来てください
- ・ご返信ください ➡ 送ってください
- ・困難な

[言い換えの一例(外来語を使わない)]

- ・ツール ➡ 道具
- ・プレゼンテーション ➡ 発表
- ・メンタルヘルス ➡ 心の健康

出典:「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」(出入国在留管理庁/文化庁2020年8月)より







「心通わす絆づくり」に向けて



「心通わす絆づくり」のためには、お互いを深く知ることが大切だと思いますが、外国人住民と交流する機会はありますか?



【マクドナルドさん】

「ワールド文化祭」は、外国人住民の皆さんが自国の料理をふるまったり、踊り等を披露したりしながら日本人住民と交流するイベントです。各国の文化を知る良い機会となっています。「日本語発表会」という、外国人住民

が、自分のことや自分の気持ちを、自身が学んだ日本語で伝えるスピーチコンテストも実施しています。このような「一人一人の顔が見える」交流の機会を大切にすることで、「外国人」として一括りにしてしまうのではなく、一人一人が尊重されるべき存在であることを伝えられる交流会にしたいと考えています。



ある外国人住民の日本語発表会におけるスピーチの内容 (原文のまま掲載)

苅田に住んで一番よかったと思う事はボランティア日本語教室に参加することです。授業では日本人と外国人の差がありません。先生方はいつも些細なことも丁寧に教えてくれます。日本語を学ぶだけではなく、地域の活動に参加する機会もあります。例えば、博物館を訪問すること、港まつりを見に行くこと、小学生にベトナム料理を教えること、このような思い出は苅田に来なければ体験できませんでした。《中略》 このまま会社に残って働き、この土地にもっと寄りそうことを決めました。ここで生まれ育った訳ではありませんが、苅田町は私を成長させてくれた町です。もし離れても、苅田町が私の心の中から消えることはありません。苅田町を私の故郷と呼ばせてください。

出典:「2022年度『わたしのきもち』日本語発表会 発表文集」より 抜粋

他にも「就学者向けの日本語教室」と「交流型の日本語教室」の二種類の教室を開催しています。前者は主に技能実習生が対象です。基本的な日本語を教えつつも、高校生や大学生にボランティアとしてサポートしていただいています。後者は、交流を目的とした日本語教室です。日本人住民ボランティアスタッフとの交流を通して体験的に日本語を学びます。両教室とも、日本人住民との学び合いを通して、絆を深めることにつながっています。





日本のルールや文化を伝えるために、工夫されていることはありますか?

町民意識調査では「地域で暮らす外国人住民に望むことは何ですか。」の問いに、日本人住民の約6割が「生活ルールを守ってほしい。」「日本の生活習慣を理解してほしい。」と回答しています。一方で、外国人住民は日本の生活ルールを分からず、トラブルを経験していることから、日本の生活ルールや文化を知りたいと願っています。そこで、転入手続きをする際に、生活ガイドブック入りの多言語ウェルカムキットを配布しています。同じ地域で暮らし、お互いが気持ちよく生活するためには生活のルールやお互いの文化を理解することも大切です。

「だれもが主役!未来を拓く人づくり」に向けて



「だれもが主役!未来を拓く人づくり」のためには、外国人の子どもたちへの教育保障が大切だと思いますが、どのような支援をされていますか?



【八木田さん】

苅田町教育委員会と協力し、外国人住民のための入学説明会を行っています。学校の仕組みやルール、I 日の流れ及び I 年間の流れを説明しています。他にも、学校への提出物支援等も行っています。また、日本語が苦手な児童生徒に対し、日本語指導教員による日本語学習支援を強化しています。教育はお互いの文化の理解を深めるとともに、自分の未来をつくっていく上で大切なものです。しっかりと支援していきたいと考えています。





多文化共生の担い手をつくるために、工夫されていることはありますか?



外国人住民と日本人住民の橋渡し役やリーダーとなり得る人材を育成するための研修等を実施しています。また、多文化共生のまちづくりに向けて、町民全体の固定観念を変えていく必要もあるため、町民を対象とした多文化共生や異文化理解の講座を開催しています。このように集う場を用意し、ここで学んだ人たちが地域に戻り、多文化共生の担い手になってほしいと考えています。



「多文化共生のまちづくり」の取組からみえてきたもの





外国人住民との関わりを通して、日本人住民の変化を感じたことはありますか?

多くの技能実習生を受け入れるにあたり、不安の声もありました。中には、外国人に対する偏 見に基づく意見もありました。そのような意見に対して、ある自治会長さんは「外国人として一括 りにして見てはいないか。Aさん、Bさんとして一人一人を見たらどうだ。」と地域住民へ話され【マクドナルドさん】 ました。また、別の自治会長さんは地域住民から同様の不安の声を受けて、外国人住民の方を 地域の餅つきに招き、交流する機会を作られました。不安に感じていた住民の方もその交流を 通じて仲良くなっていた、とのことでした。そして、外国人住民の方は、地域の行事で皆さんの力 になれて、大変喜んでおられたそうです。









日本人住民との関わりを通して、外国人住民の変化を感じたことはありますか?

町で行う料理教室の講師を外国人住民の方に務めていただくことがあります。メニューはもち ろん、その方の母国の料理です。その方は日本に来てから日本人住民の方に支援される場面が 多いため、どうしても「すいません。」と言う機会が多かったそうです。そうなると、相手に対して遠 慮がちになってしまい「心の壁」ができてしまいます。料理教室を開催した日、日本人住民の皆【マクドナルドさん】 さんからたくさん「ありがとう。」と言われたことを、その方はとても喜んでいました。役割があり、 認められることでエンパワメントされたのではないかと思います。一緒に活動しながら交流を通 して、相手の「顔が見える」ようになり、「生活背景が見える」ことで、お互いの「心の壁」が取り 払われるように思います。







多文化共生のまちづくりを推進する中で、自身の学びになったことはありますか?

苅田町は長年、人権教育及び人権啓発に取り組んできましたので、多文化共生の素地は あったのではないかと思います。私自身も学んできたつもりでした。けれども、今の部署に来て、 自分自身も外国の方に対する偏見があったことに気付きました。私の子どもと同年代の外国人 住民の方と関わる中で、願いや悩み等、単純に「うちの子と一緒じゃないか」と思いました。まず【ハ木田さん】 は、交流を通して「知る」ことが大切だと思います。





【マクドナルドさん】

多文化共生とは「外国のことを知って、受け入れること」等と思われがちですが、そのように 考えてしまうと、取り組むことへのハードルが高くなってしまいます。そうではなく、「外国のことを 知ることは、楽しい」「地域の力になってくれる頼もしい存在だ」と感じられるような交流の場を つくることが大切ではないかと思います。お互いを知り、顔の見える双方向の関係づくりを心が けています。

「外国人の生活環境」の視点 KARA

苅田町は、外国人住民と日本人住民の意識調査による実態把握をもとに、両者の声を反映さ せた「苅田町多文化共生推進プラン」をつくっています。多言語による様々な情報発信や日本人 住民との交流、教育支援等、外国人住民に寄り添った施策によって、社会権規約にもある文化的 な生活に参加する権利等が保障されています。これらの施策は日本人住民と外国人住民を含む すべての人が幸せに暮らせる人権尊重のまちづくりにつながっています。



「教育を受ける権利を保障する」KARA



すべての子どもの教育を受ける権利を保障するために ~「かすが・こどもにほんごクラス」の取組~

令和6年は日本が「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)を批准してから30年の節目の年です。この条約は子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められたもので、現在では日本を含めた世界 | 96の国・地域が締約している人権条約です。その四原則の一つに「すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されます。」とあります。しかしながら、文部科学省の「外国人の子供の就学状況等調査(令和5年度)」によると、不就学の可能性があると考えられる外国人の子どもが一定数いる等、日本において、十分な教育を受けることが困難な状況を窺うことができます。そこで、春日市にあるクローバープラザで、外国人に教育支援を行っている「かすが・こどもにほんごクラス」の方々に、外国人への教育支援の現状や課題についてお話を伺いました。

【「かすが・こどもにほんごクラス」のボランティアの方々】

- 〇古川 美穂子(ふるかわ みほこ)さん(写真中央左)・・・かすが・こどもにほんごクラス代表
- ○江頭 祥子(えがしらさちこ)さん(写真中央)・・・・かすが・にほんごひろば代表
- 〇山本 光一(やまもとこういち)さん(写真中央右)・・・春日市日本語指導コーディネーター
- 〇岩崎 里子(いわさき さとこ)さん(写真左)・・・・小・中学校日本語支援ボランティア
- ○中島 瑠美(なかしまるみ)さん(写真右)・・・日本語教師



(所属・役職は令和6年12月のもの)



「かすが・こどもにほんごクラス」では、 どのような活動をしていますか?





【古川さん】

毎週土曜日 I O時~ I 2時の間に「かすが・こどもにほんごクラス」を行っています。参加費は I 回 3 O O P、対象は年長~中学生ぐらいまでで、2 5 名の子どもたちが在籍しています。前半の活動は全体で朝の会をした後、日本語の勉強をします。後半の活動は工作やゲーム等です。他には勾玉づくりやしめ縄づくりを行うこともあります。また校外学習として地域行事に参加したり、稲作体験をしたりすることもあります。教員経験者や外国に興味のある方、学生の方等、様々な方にボランティアとして協力していただきながら、クラスを運営しているところです。

以前、中学校 I 年生でうちのクラスに来た生徒がいました。父は日本人、母は中国人で I 年生の7月に、お父さんの仕事の関係で日本に来ました。その子どもは日本に来る前に自分で日本語の勉強をしていたこともあり、読むこと・書くことはある程度できていました。けれども、学校で先生や友達が話している言葉を理解できず、コミュニケーションをとることができないことに悩み、うちのクラスに来ました。他に、同じ漢字でも日本語読みと中国語読みの違いにも戸惑っている様子でした。そこで、うちのクラスでは日本語を音声として理解し、それをもとにコミュニケーションの力を付けることを第一のねらいとしました。その子どもが学校でもらったプリントや使っている教科書に、発音しながら読み仮名を付け、発話の練習を繰り返しました。その子どもは母国で日本語を勉強していたこともあり、他の子どもよりも日本語の習得が早かったように感じます。母国での学びの上に、新たな学びを積み上げていきました。











外国人の子どもたちに、初めに教える日本語は何ですか?





【古川さん】

「かすが・こどもにほんごクラス」には、中国から来日した子どもが多く、他にはベトナム、マダガスカル、ネパールの方もいます。親の仕事の関係で日本に来た子が多く、来日する時期や学年もバラバラです。また、日本語の習得については、母国で学習して、少し聞ける・話せるようになって来る子どももいれば、全く日本語が分からずに来る子もいます。後者の子にとっては、日本での生活は大変なものがあります。その | つが学校に通うことです。保護者が「かすが・こどもにほんごクラス」に通わせる理由の | つとして、日本語を習得して困らずに学校に行き、学力を付けてほしいというものがありま

す。限られた時間の中で、子どもたちに何を教えたらいいのか、日々悩みながら日本語を教えています。その中で、私たちが初めに教える日本語は「サバイバル日本語」です。「サバイバル日本語」とは、日本で安心して学校生活や社会生活を送るための必要最低限な日本語と言われています。「おはよう」「ありがとう」等の毎日の生活で使う関係づくりに関する言葉であったり、「トイレにいきたいです」「お腹がいたいです」等の健康・衛生に関する言葉です。日本の学校では、まずは「サバイバル日本語」を身に付ける必要があります。さらに、日本の学校では、ほぼすべての教科を日本語で学びます。つまり、日本語を習得できないと、教科等の内容を学ぶことができないということです。そうしたことからも外国人の子どもたちにとって、日本語を学ぶことはとても大切なのです。

「サバイバル日本語」プログラム 〈観点別表現例〉					
観点	使用する表現例				
健康・衛生	トイレ ・「先生、トイレいいですか」 体調 ・「お腹/頭 いたいです」	給食 ・「これいらない、アレルギー」 衛生 ・「ハンカチ、あります」			
安全な生活		·「車、気をつけて!」 ·「助けて!」			
関係づくり	あいさつ ・「おはよう、さようなら」 休み時間 ・「ぼくも入れて」	・「ありがとう」「ごめん」 物の貸し借り ・「これ、かして」			
学校生活	 教科名 「次、何の勉強?」「国語/算数/社会/理科 他」 教室 「先生、どこ?」「体育館/グラウンド/職員室他」 授業の準備 ・水泳カードの書き方「○度、印」 清掃 ・「押除/ぞうきん/ほうき」 遠足 ・「持ち物、しおり、すいとう、お弁当 など」 				

出典:「外国人児童生徒受入れの手引 改訂版」

(文部科学省 2019年3月)より



外国人の子どもたちが、安心して通うためにどんなサポートが必要ですか?

安心して日本の学校に通うためには日本の学校文化への理解も大切です。国によっては児童生徒が掃除をしない学校もあります。また、午前中か、午後のどちらかの授業を選択するという国もあります。学校文化は国によって様々です。それから、日本の授業は比較的座学が多いと言われています。国によっては授業中であっても教室を自由に移動し、自分のペースで学習する学校もあります。そのような文化に慣れて育ってきた外国の子どもたちにとって、日本の学校文化には息苦しさを感じ、戸惑う子もいるでしょう。多くの日本の小・中学校では、午前中に授業が4コマあって、その後、給食があり、45分間程度の休憩時間後、掃除があること等を子どもたちと確認します。もし、そのような予備知識が全くなかったらどうでしょうか。様々なコンフリクト(衝突)が起きるのではないでしょうか。ただ、私たちは日本の学校文化を理解してもらうと同時に、外国の文化を理解する必要があります。例えば、イスラム教徒の方には生活において5つの基本的な義務「五行(信仰告白/礼拝/喜捨/断食/巡礼)」があります。個人差もありますが、例えば「礼拝」は1日5回決まった時間にメッカを向いてお祈りを行う方もいます。その場合には時間と場所の調整が必要になってくるかもしれませんが、それらの理解がお互いの文化の尊重につながります。

外国人の子どもたちは、自分の意思に反して日本に来ている場合が少なくありません。 そのため、母国を離れ不安になったり、これまでとは違った生活に馴染めず自信をなく したりする子どももいます。それが一因で不登校になることもあります。安心して生活で きるように、日本語の学習と合わせて、日本の学校文化を理解できるように支援していき ます。



【古川さん】

















日本語を教えること以外に、大切にしていることは何でしょうか?



【岩崎さん

日本語を教えること以外に大切にしていることは、その子どもがこれまでにどんな日本語の学びをしているのか、通っている学校ではどんな勉強をしているのか、生活ではどんなことに困っているのか、どんなことに興味があるのか等の子ども理解です。その子と対話しながら必要なサポートを考えていきます。そして、私はただ日本語を教えるだけの立場ではないと考えています。子どもたちが日本社会で生活していくための支援も行います。現在、日本にはたくさんの外国の方が暮らし、互いに支え合いながら日本の社会は成り立っています。日本社会で共に生きる仲間として、一緒により良い共生社会をつくっていくためには「人と人とのつながり」が必要不可欠です。良好な関係を築くためには、私たちが言語だけでなく、日本の生活や文化を丁寧に伝えていくことが大切なのではないでしょうか。それを行う主体は、行政、学校、関係団体及び地域住民一人一人だと考えています。

私はこのクラス以外にも、大野城市の学校で日本語支援ボランティアとして外国人の子どもたちに関わっています。日本語や教科指導はもちろん、日本の学校生活に馴染み、学級の友達と楽しく過ごせるようなサポートも行っています。

日本の学校に転入して間もないある児童の話です。教室で飼っているメダカに興味を持ちつつも、 友達の輪の中に入って一緒にメダカを見るタイミングをつかめないでいました。私はその様子に気づ き「一緒にメダカを見に行こうか?」と誘いました。水槽の周りにいる子どもたちに、私が「一緒に メダカを見たいんだって!」と伝えると、学級の子どもたちは「いいよ! 一緒に見よう!」とその輪 の中に入れてくれました。あとは私がいなくても大丈夫です。周りの子どもたちと楽しそうな笑顔を 見せてくれました。



外国人の子どもが、日本語を学ぶことには、 どのような可能性があるのでしょうか?

福岡市日本語サポートセンターでコーディネーターをされている方がおっしゃっていた

言葉なのですが、外国人の子どもにとって、「日本語教育は全人教育」になり得る、と言うのです。辞書には、全人教育とは、知識・技能教育に偏ることなく、感性・徳性 【古川さん】等も重視して、人間性を調和的に、全面的に発達させること、と書かれています。自国の言葉は母語であり、多くの人はそれが第一言語(得意な言語/自分を最も表現できる言語)になりますが、母語が十分に身に付いていない外国人にとっては、日本語が第一言語になる可能性があります。人は第一言語によって自分の気持ちを確かめ、深い思考を可能にします。つまり、第一言語はコミュニケーションの道具だけでなく、自分の人格を形成していく道具にもなるのです。このことが「日本語教育は全人教育」であると言われる所以です。そういった意味で、日本語を学ぶことは自己実現にもつながります。しかしながら、今の外国人の子どもたちにとって、日本語教育は質的にも量的にも足りないのではないでしょうか。子どもたちへの教育の機会を保障していくためにも、国や県、市町村行政、学校、関係団体が連携・協働していくことが大切だと思います。





「福岡県人権教育・啓発基本指針(改定)」 KARA

福岡県人権教育・啓発基本指針(改定)には、学校において、児童生徒が主体的な学習により異なる歴史や文化に対する理解を深め、尊重する態度を養う取組を推進するとともに、外国人児童生徒に対する教育については、日本語指導が必要な児童生徒に対するきめ細やかな指導が必要であると、その重要性が示されています。



「外国籍の児童生徒の日本語学習支援」の視点 KARA

社会権規約第十三条には「この規約の締約国は、教育についてすべての者の権利を 認める。」とあり、外国人を含むすべての子どもたちへ「教育を受ける権利」の保障 が謳われています。日本語によって多くの授業が進められる日本において、授業内容を理解 するためには、日本語の習得は必要不可欠であり、日本語学習支援を行うことは「教育を受け る権利」の保障につながります。「かすが・こどもにほんごクラス」の一人一人の子ども たちの実態に応じた取組は、国籍等を問わず、教育的に不利な環境にある外国人児童生 徒に対して「教育を受ける権利」の保障につながる取組となっています。



春日市教育委員会による外国人の教育保障の取組 KARA



外国人児童生徒に対する春日市教育委員会の取組を教えてください。

春日市には公立小学校が12校と公立中学校が6校あります。福岡市のベッドタウンと して、IO年程前から外国人児童生徒数は特に増えていきました。当時は各学校の学級 担任で対応していたのですが、その増加に伴い十分な教育保障が難しくなってきていま した。そこで、春日市では平成27年度から市独自で「日本語指導補助員制度」をつくり ました。現在は10名の日本語指導補助員を採用し、各学校の日本語指導が必要な外国 人児童生徒の人数や状況に応じて配置をしています。日本語指導補助員の中には日本 語指導の経験が豊富な方も、そうではない方もいます。そこで、その日本語指導補助員の 支援として、日本語指導コーディネーターと日本語指導担当教員による巡回支援、及び 情報交換学習会を行っています。それらの活動から外国人児童生徒の実態や効果的な 支援方法等の情報を共有し、児童生徒一人一人のニーズに合わせた「個別の日本語指 導計画」や日本語指導に生かしています。

文部科学省からは、外国人への学習支援としては、外国につながりのある児童生徒の 学習を支援する「かすたねっと」(文部科学省作成)というサイトがあります。また、外国人 の受入れの参考になるものとして、2019(平成31)年に同じく文部科学省から「外国人 児童生徒受入れの手引 改訂版」が出されています。それには外国人児童生徒の教育に かかわる管理職や学級担任が、それぞれの立場でどのような視点を持って受入れを行う のかが示されています。

さらに春日市では地域の実態に合わせて独自に「外国人児童生徒等受入れの手引き (学校·教員用)」(令和4年10月)を作成しています。その中で8つの項目に渡って留意 出典:「外国人児童生徒受 すべき点をまとめています。受入れにあたって大切にしていることは、「ここはあなたの学 校だよ。」という雰囲気で迎えること、子どもを丸ごと受け止める気持ちで支援にあたるこ とです。こうした安心感の中で子どもたちの教育を保障していくことを大切にしています。

春日市日本語指導 コーディネータ・



【山本さん】



入れ手引改訂版」 (文部科学省2019年3月)より

「外国人児童生徒等受入れの手引き(学校・教員用)」の8つの項目

Ⅰ 受入れまでの準備

5 適応状況に応じた指導

2 子どもの思いを知り、寄り添う対応 6 保護者との連絡方法・信頼関係づくり

3 登校初日の対応例

7 多文化共生の心をはぐくむ学校と学級づくり

4 登校2日目以降の対応例

8 受入後の留意点





交流・対話を通して偏見・差別を解消する ~吉塚商店街に関わる地域住民の取組~



福岡市は歴史的・経済的・地理的理由から外国人住民の多い地域です。最近では、特に外国人留学生や労働者が増えています。そのような中、市内の博多区吉塚には外国人との多文化共生社会を目指す「吉塚市場リトルアジアマーケット」と呼ばれる商店街があります。地域住民の方はどのような思いで、リトルアジアマーケットをつくったのでしょうか。マーケット設立の立役者の一人である安武 義修さんにお話を伺いました。

【安武 義修(やすたけよしのぶ)さんのプロフィール】

1976年生まれ。龍谷大学文学部卒。西林寺住職。筑紫女学園大学非常勤講師。 2002年よりカンボジアで支援活動を開始。以来22年間、現地での学校支援や井戸建設プロジェクト等、支援活動を続けている。2020年、これまでの経験を活かして、「吉塚市場リトルアジアマーケット」の誕生に尽力する。2021年、外国人住民仏教徒の心の拠り所として、ミャンマーより仏様を迎えた「吉塚御堂」建立を発案。現在も地域の人と外国人住民との共生に向けて取組を進める。 (所属・役



(所属・役職は令和6年12月当時のもの)



様々な社会奉仕活動をされていますが、安武さんの活動の原点は何ですか?

私は地元吉塚にある西林寺というお寺で住職をしています。生まれも育ちもここ吉塚です。この吉塚が大好きな住民の一人です。20代の頃、バックパッカーでアジアやヨーロッパを旅した経験があります。その時カンボジアを訪れました。今思えば、あの時の旅が私の活動の原点となっています。カンボジアは1970年代後半、内戦によって当時200万~300万人ともいわれる尊いいのちが失われました。かつて「キリングフィールド」と言われた処刑場跡地には、今もたくさんの遺骨が安置されています。そんな悲しい出来事が起きている1976年に私は生まれました。私はたくさんの方々から祝福を受けて誕生した年に、カンボジアでは多くの人が過酷な状況下で生活を強いられたり、生まれたばかりの赤ちゃんのいのちが奪われたりしました。同じ地球上でなぜこのような事が起きてしまうのか。カンボジアでの悲しい歴史が、私が生まれた年に起こったということに不思議な縁を感じ、以来22年間、カンボジアで支援活動を続けています。そして2019年頃から、私のこれまでの経験を地元吉塚に何か還元できないかと、考えるようになりました。



吉塚市場リトルアジアマーケットの誕生について教えてください。



私は2019年に西林寺の住職となりました。その際、これまで地域に育てていただいたという感謝の思いから、何か地元へ恩返し・恩送りができないだろうかと考えていました。そんな時、自然と意識が向いたのがお寺の近くにある「吉塚商店街」でした。

地元商店街に限ったことではありませんが、今、日本全国の商店街が衰退傾向にあります。商店街の周りに大型商業施設ができ、高齢化や後継者不足の問題等で商店街のお店は次々と閉店し、閉まったシャッターや空き地が増えています。地元・吉塚商店街もそんな商店街の一つです。この状況に「私には一体何ができるだろうか?」と考えた時、以前から気になっていたのが、商店街の一角にある閉店後にトタン板で覆われた黒い壁でした。同世代の友人たちが、この黒い壁に対し、皆が同じように「暗い」「怖い」というネガティブなイメージを持っていたのです。そこで、まずはこの壁を明るくしてはどうかと考えました。商店街の方や友人たち、地域の子どもたちにも声をかけて「吉塚商店街景観再生プロジェクト」と銘打ち、黒い壁に絵を描き、街を明るくする試みを行



いました。描く絵は福岡市が進める「一人一花運動」にちなみ、子どもたちに大きな花の絵を描いてもらいました。子どもたちと一緒に楽しく絵を描いていると、近所に住む外国人留学生たちが「私たちも是非手伝いたい!」と一緒に参加してくれました。カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ネパール、中国、レバノン等、様々な国籍の学生たちが手伝ってくれました。彼らの参加を大変喜ばれたのが、当時の商店街事務局長や商店街の皆さん方でした。「あんたどこから来たとね?」「ちゃんとご飯は食べようとね?」と商店街の人たちが世話を焼く姿の中に、いつの間にか、外国人留学生との距離が縮まっていくのを感じました。そんな交流の様子から、外国人住民の「居場所」をつくっていくことが、商店街が存続していく道ではないかと考えました。





数か月後、新型コロナウイルスが猛威をふるった2020年、人々の活動が制限される中、商店街再生に向けた話し合いを行っていました。その中である方の提案により「国の補助金制度を活用して商店街再生にチャレンジしてみてはどうか」ということになりました。博多区には外国の方がおよそ1万人住んでおり、多くの方が吉塚周辺にも暮らしています。特にアジアの方が多いことが特徴です。そこで、商店街の空き店舗にアジアのお店を誘致し、共生のまちづくりとして商店街を活性化させる、そのような事業計画をつくり、国へ応募しました。数か月後の、経済産業省「商店街活性化・観光消費創出事業」として助成金を得ました。お店の誘致、アーケードの改修、お手洗いの設置等を行い、2020年9月「吉塚市場リトルアジアマーケット」ができました。現在は当初よりもお店の数は減りましたが、昔ながらの日本の下町商店街やベトナム、韓国、ネパール等のお店を楽しむことができます。













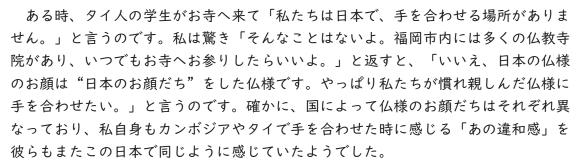


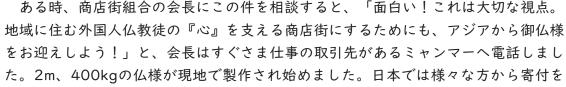




外国人の「居場所」づくりのために、工夫されたことはありますか?

私が以前からカンボジア支援を行っていることもあってか、地域に住む外国人がお 寺へ相談に来られることがあります。吉塚周辺の外国人住民にはベトナムやネパール、 ミャンマーの方等、特にアジアの方が多く、その中には敬虔な仏教徒の方が多いのも 特徴的です。











「偏見・差別を解消する」KARA





募り、2021年3月、商店街の中心にミャンマーから仏様をお迎えした「吉塚御堂」が 完成しました。現在はベトナム人とミャンマー人仏教徒の皆さんがお互いに譲り合い ながら定期的に集い、仏様の前で祈りを捧げています。真剣に仏様と向き合うその姿 からは、信仰の尊さ、美しさを感じます。この吉塚御堂は、どこの国の、どの宗派に 属するお寺でもありません。日本へ来た外国人仏教徒の皆さんが、出身国に関係なく 手を合わせることができる「心の拠り所」となる場所です。現在、リトルアジアマー

ケットは地域の方やアジア仏教徒の皆さんが集い、交流し、相互理解を行う共生の場となっています。「国際理解」という言葉をよく耳にしますが、ここ吉塚では国際理解を体験的に学べる場となっています。多くの方にお越しいただけたらと思っています。





外国人と接する中で、安武さんの外国人に対する見方・考え方が変わった経験はありますか?

以前、近所の方からこのような話がありました。「最近、吉塚は外国人が多くなった。外国人は夜は大きな声で騒がしいし、ゴミ出しのルールも守らない。何を考えているか分からない。」と言うのです。確かに日本のゴミ出しのルールやマナーが分からず、そのようなトラブルが起きているのは事実です。しかしながら、「何を考えているか分からない。」と言われる中には、外国人との接点がな



い中でイメージだけが先行して「すべての外国人がそうである」と決めつけていることもまた 事実です。このままでは地元の人々と地域に住む外国人との間に分断やひずみが起きかねないと 危惧しました。そんな事を思っていた矢先、ある外国人の心に触れる機会がありました。

ある時、近くに住むタイ人の学生が「お寺でお参りをしてもらえませんか?」と突然尋ねてきま した。私が「どうしたのか?」と尋ねると、「今日、私の誕生日なんです。タイでは誕生日の日 には、まずお寺へお参りに行きます。福岡にはタイのお寺がありませんので、一緒にお参りして もらえませんか?」と言うのです。私は非常に感銘を受けました。これまで私は、亡き方をご縁 として葬儀やご法事でお参りすることはありましたが、生きている方の「誕生日」のご縁でお参 りしたことはありませんでした。私にとっても、彼らを知る良い機会になると思い、快く引き受 け、お参りさせてもらいました。その際「タイでは誕生日は一日どんなことをするの?」と尋ね ると、「まずお寺へお参りした後、お家に帰って、両親の前で膝をつき、合掌をして、いのちを いただいたことに感謝の言葉を伝えます。」と言うのです。その話を聞いて私は感服しました。 日本で誕生日は「私が生まれた日」です。しかし、タイでは「いのちをいただいた日」、そして 「仏様や親に感謝の気持ちを伝える日」だったのです。アジアの他国の人にも「誕生日」につい て尋ねてみたところ、皆同様の答えが返ってくるのです。カンボジアでは誕生日は私が親にプレ ゼントする日。ミャンマーではお寺へお参りし両親へ感謝の言葉を伝えた後、困っている人々に 施しをしてまわる日、だそうです。同じ「誕生日」でも、信仰する宗教や国の背景によって、考 え方や捉え方が異なることに驚きました。その「違い」を目の当りにした時、彼らへ心からの尊 敬の念が生まれると同時に、心の距離が縮まったことを感じました。外国人の方は何を考えてい るか分からない人ではなく、家族やいのちを大切に思う私たちと同じ心を持った方たちなのだ、 と実感しました。



这訓 管

ゴミ出しのルールを間違えたなら教えてあげればいい。夜、大声を出して騒がしいのであれば、優しく日本のルールを伝えればいい。それで良いと思うのです。相手の背景を想像しながら、遠慮せずに伝えたいことは丁寧に伝えてみてはどうでしょうか。その方もきっと待っているかもしれません。







外国人に対する偏見・差別をなくしていくために、大切なことは何でしょうか?

もし、あなたが初めて外国へ行き、そこで困った場面に出くわしたなら、あなたは現地の方に気軽に相談することができるでしょうか。言葉や文化も違う国で生活することは大きな不安が伴います。今、日本で暮らしている外国人の皆さんは、まさにそのような思いで生活をされています。異国の地で暮らす外国人に対して、大らかな気持ちで、私たちから声をかけてはいかがでしょう。外国語を話せないことは気にしないでください。やさしい日本語で話しかけてみてください。彼らにとってきっとうれしい出来事になると思います。



吉塚商店街については、メディア等で「奇跡の商店街」とも言われ、一時期は連日多くの人で賑わいました。しかし、それも今は昔。ここにきて高齢化が加速し、お店の数は再び減り続けています。外国人との共生についても、まだまだ課題は山積みです。地元住民の中にも様々な考えがあることも確かです。しかし、「継続した活動」が大切だと思っています。時間はかかると思いますが、緩やかな多文化共生社会をめざして、私たちにできることで地域を支え続けていけたらと思います。



話は前に戻りますが、外国人の皆さんと商店街の壁に絵を描いていた時のことです。 商店街のあるおじちゃんが外国人留学生に出身国を尋ねると、「レバノン」という答え が返ってきました。するとおじちゃんは「レバノンってどこにあるの?」と質問します。 留学生は母国が中東にあることを丁寧に説明し、そこから身の上話になりました。留学



生が実は遠い国から来日し、苦労しながらも一生懸命勉強していることを知り、おじちゃんはひどく 感心しました。最後に、おじちゃんが「今日はありがとうね。」というと、彼女もまた「私こそ皆さ んと一緒に絵を描けてうれしかったです。」と返していました。

この光景はとても心温まるものでした。これまではおじちゃんにとって外国人は何の接点も関係もない存在だったかもしれません。しかし、対話によって、同じ地域に住むかけがえのない「仲間」に変わっていったのです。地域の方の中には「外国人は好かん。」とハッキリ言われる方もいます。しかし、一緒に何かに取り組み、対話を重ねていくことで、「外国人」という漠然としたイメージから、地域を共に支える仲間意識が生まれていくのではないでしょうか。偏見や差別のない社会を目指すためには、「交流」や「対話」を重ねることが重要だ、ということを身を持って感じています。

「外国人に対する待遇」の視点 KARA

外国人に対する差別的な待遇の多くは、言語、文化、生活習慣等の違いへの無理解に基づく偏見や差別意識に起因しています。異文化を理解するための手だての一つに「交流」や「対話」があります。安武さんが大切にされている「交流」や「対話」は外国人の人柄や背景を理解し、自らの認識を変えるきっかけを与えてくれています。このように、外国人との関わりを通して、異なる歴史や文化に対する認識を深めることが偏見や差別意識の解消につながっていくのではないでしょうか。





やすし先生のおすすめ 人権教育DVD

県内の大学で人権教育の講義を担当されているやすし 先生が、講義で実際に使用したDVDについて、受講生 の感想とともに「おすすめポイント」を紹介します。

『部落の心を伝えたいシリーズ 番外編 私と部落とハンセン病 ~林 カ 99歳の遺言~』(26分) D 0520





林 力さんの最近の講演の映像から始まり、ハンセン病患者だった父のこ と、同和教育との出会い、水平社宣言を知ることで自分自身が変わっていっ たこと等が、国の隔離政策の解説をはさみながら語られていきます。ハンセン 病患者とその家族への苛烈な差別を背景に、林 力さんが自らの人生を振り 返り、思いを語る内容からは「恥でないことを恥とするときそれは本当の恥に なる」「無知こそ差別の始まりである」という言葉の重みが伝わってきます。



知らないということの怖さを改めて感じました。ハンセン病について学習したことがあり、知識 はあったのですが、林さんの体験談の内容には非常に驚かされました。当時の人々には啓発が 行われておらず、「怖い病気」「不治の病」という間違った考えがあったとはいえ、「知らない」と いうことがここまでの差別的行動に現れるということが、とても恐ろしいことだと感じました。



受講生



父親のことを隠して生活する林先生のつらさを想像しました。また、息子のことを思いながらも「私 のことを隠して生活しなさい。」と伝えた親の気持ちはどのようなものだったのだろうと考えました。無 知であることから差別が生まれる話を聞いて、その通りだと感じました。ハンセン病についての正しい 知識が広まっていなかったために、偏見や差別が続いていたのだと思います。改めて知ることは差別 を無くす上で重要だと考えました。

お知らせ

福岡県 人権教育DVD



場





す

日 価 Q

常 値 増 本

や

年▼

日

福岡県教育委員会では人権教育・啓発に関係するDVDを貸出しています。 一度視聴してみませんか? きっと、新たな気づきが生まれるはずです。

> て が

人権教育DVDの紹介ページに進みます



大 差切 別 別 つ ŧ 方 が 教 様 尊 た 誠 意識 0) か る で 連 育 性 重 て理 で、 協 本 け に読 ジ 携 を を た 由 を解 カ 紙 2 豊 地 尊 つ 者 め 1 ま おの 作 な (, か 国 協 域 重 の 1 た 礼場 ご尽 成 て 皆 消 人に す た 1 な 本 力 は ŧ を ば 考 様 社 紙 家 る 偏 お 力 幸 え に 会 が 7 対 た 文 見 て 社 お

上 借 l) げ

方

なり は 観 加 ŧ 住 種 は て む や あ や 外 特 皮 玉 庭、 膚 ŧ 别 たく て の す 推 80 化 互 の 異 1, い くこ 0) た で い外 実 権 る 進 学 の を ŧ 共 な 0) 校、 だ さ 現 が 别 る 人 た 偏 す 玉 違 の 国 つ 0) だ 2 見 が 尊 る 際 で 口 民 そ 11 ŧ • ٧ 職 や 理 向 起



『KARA FULL』は福岡県教育委員会のホームページにも掲載しています。

